

## 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

平成5年4月1日 施行

（事業者の産業廃棄物の処理計画）

第23条 産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で規則で定めるものは、その産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

## 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

平成5年4月1日 施行

（産業廃棄物の処理計画の提出）

第11条 条例第23条の規定により、産業廃棄物の処理計画の提出を要する事業者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木工事、建築工事その他の工事に伴って汚泥、木くず、がれき類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第9号に規定する産業廃棄物をいう。以下第13条において同じ。）その他の産業廃棄物を生じさせる（当該工事に係る産業廃棄物の発生見込量が500立方メートル未満である場合を除く。）事業者
- (2) 略
- (3) 略

2 前項各号に掲げる事業者に係る産業廃棄物の処理計画の提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の事業者 当該工事に着手する日の15日前まで
- (2) 略
- (3) 略

（産業廃棄物の処理計画に定める事項）

第12条 条例第23条に規定する産業廃棄物の処理計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 産業廃棄物の種類、性状等に関する事項
- (2) 次に掲げるところによる産業廃棄物の発生見込量
  - ア 前条第1項第1号の事業者が提出する処理計画にあつては、当該工事に係る産業廃棄物の発生見込量
  - イ 略
  - ウ 略
- (3) 当該事業場において産業廃棄物の処理等に当たる者の職、氏名等に関する事項
- (4) 当該事業場において発生する産業廃棄物の再生利用等による減量に関する事項
- (5) 当該事業場において発生する産業廃棄物の運搬及び処分に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項